

交通災害補償規程

（適用）

第1条 役員及び職員が日本国内、外で交通事故ならびに道路通行中建物の倒壊や建物から物の落下、建物、乗物火災によりケガを被り、死亡したとき、身体に後遺障害を残したとき、入院または通院をしたときの補償については、この規程の定めるところによる。

第2条 会社はこの規程の運営のために、損害保険ジャパン日本興亜株式会社と、役員及び職員を被保険者とし、被保険者を保険金受取人とする傷害保険契約を締結し、その保険料を負担する。

（補償の種類）

第3条 災害補償は次の五種類とし、会社は前条に定めた保険契約に基づいて別表の金額を補償金として支払う。

- （1）死 亡 補 償 金
- （2）後 遺 障 害 補 償 金
- （3）入 院 補 償 金
- （4）手 術 補 償 金
- （5）通 院 補 償 金

（事故の通知）

第4条 役員及び職員がこの規程の定めるところによって補償を受けようとするときは事故の日の後、直ちに事故日時、事故発生状況およびケガの程度を書面により会社に通知しなければならない。

附 則

（施行時期）

第5条 この規程は2007年5月1日より実施する

（別表）

	死亡補償金	後遺障害補償金	入院補償金	通院補償金
役 員	1,000 万円	30 万～1,000 万円	7,500 円（1 日）	5,000 円（1 日）
職 員	1,000 万円	30 万～1,000 万円	7,500 円（1 日）	5,000 円（1 日）

（運 営）

第6条 本規程の運営についての細目は別に定める本規程細則によるものとする。

- ① 適用範囲の詳細について。
- ② 適用除外の詳細について。
- ③ 実施日以降新入社員の加入日、退職者の脱退日について。
- ④ 医師の診断について。